

住宅リフォーム補助金

予算額 550 万円

補助金の交付を受けるためには

- ▶ 着工前に役場建設課に相談して、事業認定を受ける必要があります！
※着工後の申請は受付することができませんのでご注意ください。
- ▶ 30 万円（税込）以上の工事が補助対象です。

補助対象者	・ 町内に住所を有する方（町外から本町に住所を異動しようとする方を含む） ・ 改修をする住宅の所有者で、かつ、現在その住宅に住んでいる方（町内の空き家を取得して居住しようとする方を含む） ・ 補助金の交付決定の日から継続して 5 年以上秩父別町に居住する方
補助金額	◆現在住んでいる住宅を改修する場合 対象経費の 3 分の 1（上限 30 万円） ◆町内の空き家を改修する場合 対象経費の 2 分の 1（上限 100 万円） （町内の空き家を取得または空き家を賃貸中でその住宅を取得して居住しようとする場合を含みます） ※空き家を改修する場合は、次の要件をすべて満たさなければなりません。 ①改修工事が完了してから 3 ヶ月以内に住民票をその住宅の場所に異動して居住すること ②空き家を取得してから 1 年以内であること ③ 2 親等以内の親族から取得した空き家でないこと

	区分	対象工事	左記工事の付帯として対象とするもの
補助対象工事	内装 （各部屋共通）	○ドア取替 ○床改修（床材張替含む） ○段差解消 ○壁改修（塗装・壁材張替含む） ○部屋の間仕切りの変更改修 ○増築改修 ○天井改修（天井材張替含む） ○内窓設置 ○手すり取付・取替	○ふすま取替 ○障子張替 ○畳入替・表替え
	玄関	○あがりかまち、ベンチ	○下駄箱取付・取替
	台所	○流し台取替 ○カウンター改修	○換気扇取替 ○棚取替 ○蛇口取替
	トイレ	○便器交換 ○手洗い設置・改修	○手洗い蛇口取替 ○ウォシュレット取替
	浴室・脱衣室	○ユニットバス設置・交換 ○浴槽交換	○洗面台 ○蛇口取替 ○シャワー取替
	電気	○電気配線改修	○コンセント設置・交換
	外装	○屋根葺替え ○屋根塗装 ○外壁張替え ○外壁塗装 ○防水工事 ○手すり取付 ○サッシ取替（ガラスのみは不可） ○玄関フード設置	○風除室サッシ取付 ○換気口取付・取替 ○網戸取付・交換
	その他	○断熱工事 ○対象工事のうち新旧入替に伴う撤去処分費用	

留意事項

一度交付を受けた方及びその世帯は補助対象になりません。また、上記表の付帯工事のみを行う場合は補助対象になりません。

個人住宅耐震改修助成金 【住宅リフォーム補助金と併用可】

地震災害の被害軽減のため、個人住宅の耐震改修工事費の一部を助成します。

助成対象	・ 住宅の所有者または賃借人で、秩父別町に住民票があり現に居住している方
対象住宅	・ 事前に耐震診断を受けて倒壊の危険性があると判断された昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造専用住宅など ※共同住宅、寄宿舎等は対象外です。
助成額	・ 耐震改修工事費（消費税を除く）の 5 分の 1（千円未満切り捨て上限額 30 万円）
耐震診断	・ 耐震診断は、国土交通大臣が定めた基準によるものとします。 ・ 空知総合振興局による耐震診断を無料で受けることができます。（ただし、要件あり）
その他	・ 耐震改修工事を実施しようとする方は、工事前に必ず役場建設課にご相談ください。 ・ 助成は、同一の住宅または同一の申請者に対して原則 1 回とします。



まちづくり・まちおこし事業補助金

予算額 60 万円

町民の皆さんが日頃から行う、自主的・自発的なまちづくり事業に対し、経費の一部を町で補助することで、新たな「協働」を創出し、地域の活性化や課題解決に向けた取り組みが推進されることを目的とします。

対象団体	町内に住所を有している 5 人以上のグループ、町内会、産業団体、教育・文化団体、ボランティア団体、NPO など、住民参加による町内での地域活動団体
対象事業	・地域の安全安心活動や環境整備など（例：花壇の整備など） ・地域の活性化を目的としたイベントや講演会の実施など（例：〇〇町内会〇〇まつりなど） ・団体の活性化を目的とした活動など（例：スポーツ団体の立ち上げ、研究、研修など） ・町民や団体等が協働して行うイベントなど（例：冬まつり、オリジナル料理コンテストなど）
補助対象経費及び助成額	・対象となる経費：事業実施に必要な消耗品代や材料費など ※賃金などの経費は対象外です。 ・助成額：1 つの事業の限度額は補助対象経費の 7 割（新規事業 10 割）上限 30 万円です。
対象事業の要件	次の全ての要件を満たす必要があります。 ・公共性が認められる事業 ・協働の創出が認められる事業 ・年度内で完了する事業 ・補助対象経費が 5 万円以上の事業 ・事業の計画、効果、収支が明確である事業 ・他の補助を受けていないもの

公用車貸出事業

～ 町民による協働活動をバックアップします ～

町民の皆さんが実施する自主的・自発的な公共性のある活動の支援として、町所有の公用車を無償で貸出します。

貸出対象	・町内会での活動及びボランティア活動など住民参加による町内での地域活動に限ります。 ※個人使用及び営利・宗教・政治・選挙の目的や 5 人未満の活動には、貸出しできません。
貸出車両	①ダンプトラック（定員 3 名、貸出期間 5 月 1 日～ 10 月 31 日、最大積載 8,500kg） ※運転者は、大型自動車運転免許証が必要です。 ②タイヤショベル（定員 2 名、貸出期間 5 月 1 日～ 10 月 31 日） ※運転者は、大型特殊自動車運転免許証、作業を伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習修了証が必要です。 ③タウンエーストラック（定員 3 名、通年貸出可能） << 2 台あり >> ※運転者は、普通自動車運転免許証が必要です。 ④小型タイヤショベル（定員 1 名、貸出期間原則 5 月 1 日～ 10 月 31 日） ※運転者は、普通自動車運転免許証、作業を伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習修了証が必要です。
諸条件	・使用区域は、原則町内です。 ・使用する 10 日前までに申し込みをしてください。 ・使用できる時間は原則として午前 9 時から午後 5 時までとし、最大 2 日間使用できます。
貸出例	・町内の清掃活動 ・町内のイベント開催時の備品搬送など
その他	・貸出車両は公務等で使用する予定がない日に限ります。また、災害などで緊急に使用する場合は貸出しできない場合があります。 ・車両の任意保険に加入していますが、全てに適用されるものではありません。 ・車両が損傷した場合は、修繕・賠償をしてもらうことがあります。 ・詳しくは役場企画課企画グループまでお問い合わせください。